

出水市環境基本計画

Izumi City Environmental Master Plan

[概要版]

未来に羽ばたく環境都市
みんなで守り育てる清らかなまち 出水

令和4年3月

出水市

はじめに

出水市は、東部には矢筈岳、南部には紫尾山といった緑豊かな山林が市域を取り囲むように分布し、また、北西は青くきらめく八代海に臨むなど、美しい四季が彩る豊かな自然に恵まれています。

特に、本市の北西部に位置する荒崎地区及び東西干拓地は県内有数の水田地帯であり、毎年10月から3月にかけて1万羽以上のツルが越冬する国際的に重要な湿地であることから、令和3年11月に「出水ツルの越冬地」としてラムサール条約湿地に登録されました。また、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている出水麓武家屋敷群は、令和元年5月に認定された日本遺産「薩摩の武士が生きた町」の構成文化財の一つであり、「ツルと歴史のまち」としても全国に名を知られています。

このような美しくかけがえのない「ふるさと出水」の自然環境を、次世代を担う子どもたちに引き継いでいくため、計画の見直しと検証を行い、5つの基本目標とそれぞれに関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」を示した新たな「出水市環境基本計画」を策定しました。

本計画に掲げる望ましい地域環境の将来像「未来に羽ばたく環境都市 みんなで守り育てる清らかなまち 出水」を目指して、市民や事業者の皆様と共に様々な取組を推進してまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に当たり熱心な御審議をいただきました「出水市環境審議会」の委員の皆様、アンケートをはじめ貴重な御意見、御提言をいただきました多くの皆様から感謝申し上げます。

令和4年3月

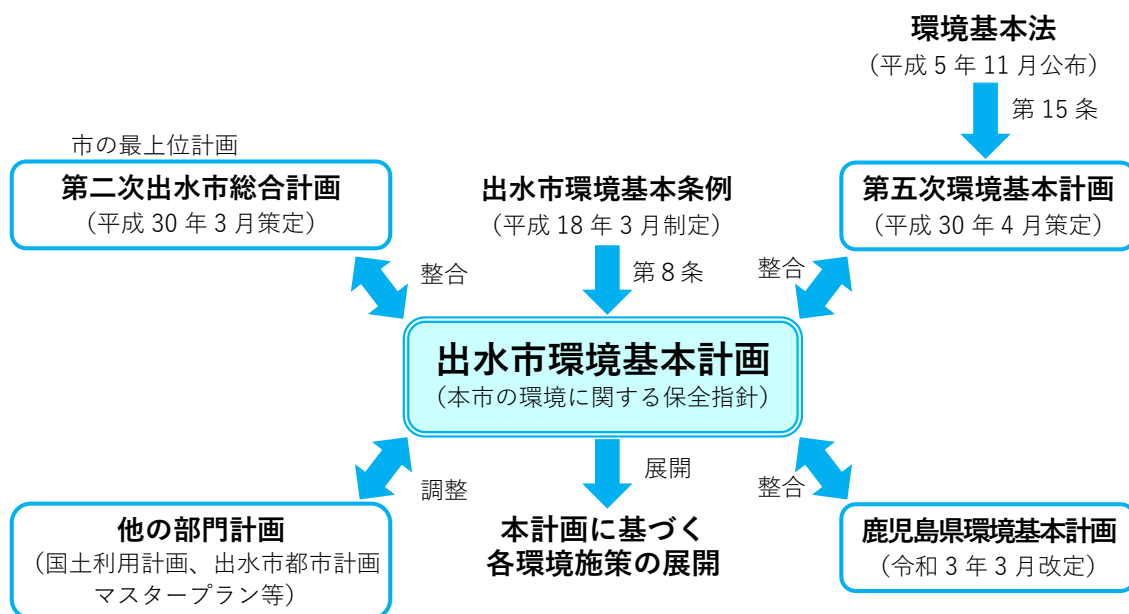
出水市長 榎木伸一



環境基本計画について

本市の計画は、出水市環境基本条例（合併後：平成18年3月制定）第8条に基づき、第二次出水市総合計画（平成30年3月策定）の下位計画として、当総合計画に掲げられている本市の都市像“みんなでつくる活力都市 住みたいまち 出水市”を環境面から実現するためのものとして、本市における環境の保全と創造等に係る行政の施策に資するための指針として位置付けられます。

計画期間は、令和13年（2031年）度为目标年次とした10年間（令和4年度～13年度）とします。



「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは？

「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：「国際連合広報ホームページ」

出水市における環境の現状と課題

1 気候変動への対応

気候変動による本市で盛んである第一次産業の衰退や大規模な水災害の発生が懸念されており、気候変動は私たちにとっても身近な問題となってきました。市民の生命や暮らしを守るため、カーボンニュートラル[※]の推進等の気候変動への対策を早急に取り組むことが求められます。

2 ごみの発生抑制とリサイクルの推進

本市のごみ排出量は鹿児島県と比較して少ない傾向にありますが、資源化率は比較的低く、リサイクルが十分にされていないといった現状もあります。また、市民の多くがリサイクルの推進を望んでおり、今後も引き続きごみの発生抑制や適切な再使用・再生利用を進めていくことが求められます。

3 豊かな自然環境の保全

本市は、ツルをはじめとした多様で豊かな自然環境を有しており、多くの市民が本市の自然環境を保全していきたいと考えています。その一方で、日常生活では自然環境に配慮して行動している市民は少ない状況にあります。本市の特色ある自然環境を保全していくためには、自然環境への理解を深め、ツルの越冬地の保全をはじめとした生物多様性の保全等に取り組むことが求められます。

4 快適な生活環境の確保

本市の生活環境は河川水質等、環境基準を満足している項目もありますが、毎年、大気質や騒音、悪臭等の苦情が寄せられており、引き続き適切な対策を行っていく必要があります。また、本市は田園風景や歴史的町並み等の美しい景観を有しており、市民もこれらの景観の保全を望んでいます。市民から挙げられている公害問題に取り組むとともに、本市ならではの景観を保全し、快適な生活環境を確保することが求められます。

5 環境保全活動と環境に関する情報の充実

本市では市民、事業所の環境保全への関心が高まっていますが、環境保全活動への参加に消極的な一面もあります。また、環境に関する適切な情報を求める声もあり、市民の環境保全活動への参加の機会や場の創造、環境に関する適切な情報の共有が求められます。

※**カーボンニュートラル**：二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を実質ゼロ（温室効果ガスの排出量から森林等による吸収量を差し引いた値）にすること。2020年10月に菅義偉内閣総理大臣が「2050年までに、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。

※**生物多様性**：生き物の豊かな個性とつながりのことを指す。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

本市の望ましい地域環境の将来像と 施策の体系

●本市の望ましい地域環境の将来像

未来に羽ばたく環境都市

みんなで守り育てる清らかなまち 出水

●施策の体系

基本目標	基本的方針	基本的方向
安心して暮らせるまち ～気候変動対策の推進～	1 気候変動への対応	① カーボンニュートラルの推進 ② 気候変動や地球温暖化への適応
ごみの減量・資源化を進めるまち ～循環型社会形成の推進～	1 循環型社会の構築	① 廃棄物の発生抑制 ② リサイクル等の推進
多様な自然に彩られたまち ～自然共生社会形成の推進～	1 ツルとの共生	① 適正な保護管理
	2 豊かな自然環境の保全	① 生物多様性の保全 ② 鳥獣被害対策の推進
	3 自然とふれあう場や 機会の創出と保全	① 自然とのふれあいの場や 機会の創出・保全 ② 自然景観の保全
住み続けられるまち ～快適な生活環境の保全の推進～	1 快適な生活環境の形成	① 大気環境の保全 ② 騒音や振動の発生抑制 ③ 悪臭の発生抑制 ④ 有害化学物質への対策の推進
	2 豊かな水・土壌環境の 保全	① 水循環の確保 ② 水質の改善と維持 ③ 土壌環境の保全
	3 まちなみ景観の保全	① 身近なまちなみ景観の保全 ② 歴史的なまちなみ景観の保全
みんなが主役のまち ～環境保全活動と情報共有の推進～	1 環境保全の人と 地域づくり	① 環境教育・環境学習の推進 ② 環境保全活動の推進
	2 環境情報の共有の推進	① 正確な環境情報の収集・共有

市民、事業者と本市の取組み

[基本目標 1]



安心して暮らせるまち ～ 気候変動対策の推進～

基本的方針 気候変動への対応

基本的方向① カーボンニュートラルの推進

■市民

- ・温室効果ガス排出抑制等、環境負荷の低減のため、クールシェア*、ウォームシェア*等の COOL CHOICE*に積極的に取り組みます。
- ・植林活動や森林の保全活動に積極的に参加します。
- ・省エネルギー性能の高い機器の導入を促進します。
- ・太陽光発電等のグリーン電力*の導入に努めます。
- ・フロン類*（代替フロンを含む。）の含まれる製品廃棄時には適正な処理業者に依頼します。

■事業者

- ・温室効果ガス排出抑制等、環境負荷の低減のため、クールシェア、ウォームシェア等の COOL CHOICE に積極的に取り組みます。
- ・事業所内の緑化活動に取り組みます。
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理の徹底を図ります。
- ・事業所内において太陽光発電等、再生可能エネルギー*施設やグリーン電力の導入に努めます。
- ・フロン類（代替フロンを含む。）を適正に回収し、処理します。

■本市

- ・温室効果ガス排出抑制等、環境負荷の低減のため、クールシェア、ウォームシェア等の COOL CHOICE を促進します。
- ・都市公園及び市街地の緑化を推進します。
- ・省エネルギー機器の普及や技術の支援を促進します。
- ・公共施設への再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ・特定フロンの回収、処理を促進します。

基本的方向② 気候変動や地球温暖化への適応

■市民

- ・自治会組織等の活用による自主防災体制を確立します。
- ・森林や農地が有する防災機能を発揮させるため、間伐や植樹等の管理、保全活動を継続的にを行います。
- ・干潟や藻場等のブルーカーボン生態系の造成・保全・再生活動に参加します。
- ・住宅の壁面緑化、屋上緑化、グリーンカーテンの導入を心掛けます。

■事業者

- ・企業・事務所内における防災体制を確立するとともに、災害時には市民に協力します。
- ・土地開発等に際しては、自然環境保全と防災とのバランスに配慮します。
- ・森林や農地が有する防災機能を発揮させるため、間伐や植樹等の管理、保全活動を継続的にを行います。
- ・緑地の減少につながる事業活動は極力行いません。
- ・事業所の壁面緑化、屋上緑化、グリーンカーテンの導入を心掛けます。

■本市

- ・避難場所の整備等、防災体制の確立に努めます。
- ・土砂災害等防災マップの普及に努めます。
- ・自然環境保全と防災とのバランスに配慮した土地開発に努めます。
- ・治山・治水事業等、自然環境の保全に配慮し、自然災害に強いまちづくりに努めます。
- ・災害に強い森林づくりを進めるため、間伐等の適切な森林管理を推進します。
- ・公共空間における暑さ対策として、街路樹の活用、クールミストの設置、保水性舗装の採用等に努めます。

[基本目標 2]



ごみの減量・資源化を進めるまち ～ 循環型社会形成の推進 ～

基本的方針 循環型社会の構築

基本的方向① 廃棄物の発生抑制

■市民

- ・日常生活でごみを減らす工夫をします。
- ・ごみ出しのルールを守ります。
- ・必要な分だけ買って、食べきるようにします。

■事業者

- ・製造業者は製品の使用後の段階で一定の責任を果たすという「拡大生産者責任※」の考え方を徹底します。
- ・法令遵守を徹底し、廃棄物の不法投棄はしません。
- ・宴会時等では20・10運動※を心掛けます。

■本市

- ・4R※運動を促進します。
- ・ごみの不法投棄に対する監視体制等の整備に努めます。
- ・フードバンク※やフードドライブ※活動を促進します。

基本的方向② リサイクル等の推進

■市民

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・故障品の修理や再使用を心掛けます。
- ・買い物の際はグリーン購入に心掛けます。

■事業者

- ・廃棄物の分別排出を徹底します。
- ・製品はリサイクルしやすい素材や構造へ改良していきます。
- ・製品の製造に際しては環境にやさしい商品を仕入れ、販売します。

■本市

- ・4R運動を促進します。
- ・リサイクルシステムの整備を進め、本市における循環システムの構築に努めます。
- ・グリーン購入を促進します。

※クールシェア：複数のエアコン使用をやめて1部屋に集まる工夫や、公園や図書館等の公共施設を利用することで涼をシェアするなど1人あたりのエアコン使用を見直すという考え方を指す。

※ウォームシェア：複数の暖房使用をやめて1部屋に集まる工夫や、公園や図書館等の公共施設を利用することで暖をシェアするなど1人あたりの暖房使用を見直すという考え方を指す。

※COOL CHOICE：脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」等、地球温暖化対策につながるあらゆる「賢い選択」を促す国民運動を指す。

※フロン類：フロン排出抑制法では、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を指し、温室効果が非常に大きい物質である。令和2年4月には、低迷していたフロン類の廃棄時回収率向上のため、機器廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入等、抜本的な対策を講じる改正フロン排出抑制法が施行された。

※グリーン電力：再生可能エネルギーで作った電気を指す。

※再生可能エネルギー：永続的にエネルギー源として利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称で、具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

※拡大生産者責任：生産者が製品の生産・使用段階から廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方を指す。

※20・10運動：宴会や会食等の開始20分間は自分の席で食事をし、また、終了前10分間も自分の席に戻って食事をすることで、「食品ロス」を減らす運動を指す。

※4R：「Refuse（リフューズ）：過剰包装等を断る」、「Reduce（リデュース）：ごみ発生量を減らす」、「Reuse（リユース）：再使用する」、「Recycle（リサイクル）：再生品化し利用する」の頭文字をとったものを指す。

※フードバンク：家庭等で余った食品や、製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する社会福祉活動を指す。

※フードドライブ：主に各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、フードバンク団体や地域の福祉施設・団体等に寄贈する活動を指す。

[基本目標 3]



多様な自然に彩られたまち ～ 自然共生社会形成の推進 ～

基本の方針 1 ツルとの共生

基本的方向① 適正な保護管理

■市 民

- ・ ツルが安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- ・ ツルの保護に関する活動に積極的に参加します。
- ・ 越冬中のツルに鳥インフルエンザ等の感染症の発生が確認された場合は、県や本市の対応に従います。

■事業者

- ・ ツルが安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- ・ ツルの保護に関する活動に積極的に参加します。
- ・ 越冬中のツルに鳥インフルエンザ等の感染症の発生が確認された場合は、県や本市の対応に従います。

■本 市

- ・ ツルの越冬地の保全に努めます。
- ・ 国内外の関係機関と連携しながらツルの保護対策を推進します。
- ・ 鳥インフルエンザ等の感染症による個体数の急激な減少を防ぐため、国内数か所に長期的な越冬地を形成するという国の取組に協力します。

基本の方針 2 豊かな自然環境の保全

基本的方向① 生物多様性の保全

■市 民

- ・ 自然環境を破壊しないように心掛けます。
- ・ 野生動植物の保全を推進します。
- ・ 外来生物の外部からの持込み、放逐、植栽をしません。

■事業者

- ・ 事業活動で自然環境を破壊しないよう努めます。
- ・ 違法な野生動植物の取引をしません。
- ・ 外来生物の外部からの持込み、放逐、植栽をしません。

■本 市

- ・ 紫尾山、干潟等の貴重な動植物の生息生育環境の保全を推進します。
- ・ 希少種を含む野生動植物の生息・生育状況を把握し、保全を推進します。
- ・ 外来生物の有害性についての周知と意識啓発に努めます。

基本的方向② 鳥獣被害対策の推進

■市 民

- ・ 鳥獣被害への理解に努めます。
- ・ 農作物の収穫残さ、放任果樹の撤去や耕作放棄地、林、ヤブ等の解消等の環境改善に努めます。

■事業者

- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき適正な保護管理に努めます。
- ・ 農作物の収穫残さ、放任果樹の撤去や耕作放棄地、林、ヤブ等の解消等の環境改善に努めます。

■本 市

- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき適正な保護管理に努めます。
- ・ 農作物の収穫残さ、放任果樹の撤去や耕作放棄地、林、ヤブ等の解消等の環境改善を促進します。

基本の方針 3 自然とふれあう場や機会の創出と保全

基本的方向①

自然とのふれあいの場や機会の創出・保全

■市 民

- ・環境に配慮した水辺の整備に参加し、協力します。
- ・森林、河川、海、農村（農業資源）等の自然と触れ合うイベントに参加し、協力します。
- ・森林、河川、海等と“共生する”という気持ちで自然と触れ合います。
- ・SNS等を適切に活用し、自然との触れ合いに関するイベントの情報を共有します。

■事業者

- ・環境に配慮した水辺の整備に参加し、協力します。
- ・森林、河川、海、農村（農業資源）等の自然と触れ合うイベントに参加し、協力します。
- ・動植物（ペット等も含む。）の野外への放逐、放流等、地域の生態系を乱すような行為をしません。
- ・SNS等を適切に活用し、自然との触れ合いに関するイベントの情報を共有します。

■本 市

- ・関係機関と連携しながら、河川や海辺等の水辺空間を整備し、生態系ネットワークづくりを推進します。
- ・森林、河川、海、農村（農業資源）等を活用した自然と触れ合うイベントを推進します。
- ・自然体験を通じ、自然の大切さや触れ合うマナーについての教育を推進します。
- ・本市が主催する自然との触れ合いに関するイベントの開催について、積極的に情報を発信し、参加者の増加に努めます。

基本的方向②

自然景観の保全

■市 民

- ・紫尾山や干潟等の自然景観を大切にします。
- ・海岸や河川の清掃活動等に積極的に参加します。

■事業者

- ・開発に当たっては、自然景観の保全に配慮します。
- ・海岸や河川の清掃活動等に積極的に参加します。

■本 市

- ・開発に当たっては、自然景観の保全に努めます。
- ・関係機関と連携しながら保安林の適正管理及び制度の適正運用を推進します。
- ・関係機関と連携しながら、景観に配慮した河川整備及び管理を推進します。

住み続けられるまち ～ 快適な生活環境の保全の推進 ～

基本の方針 1 快適な生活環境の形成

基本的方向① 大気環境の保全

■市民

- ・低燃費車やエコカーの購入に努めます。
- ・なるべく自転車や徒歩による移動を行います。

■事業者

- ・低燃費車やエコカーの導入に努めます。
- ・グリーン電力の導入を進めます。
- ・工場や事業所については、必要に応じ排出ガスの測定を行います。

■本市

- ・公用車の低燃費車やエコカーの導入に努めます。
- ・野焼きによる環境影響等を周知するとともに、適切な指導に努めます。
- ・関係機関と連携しながら、大気質を監視するとともに、必要に応じて適切な指導に努めます。

基本的方向② 騒音や振動の発生抑制

■市民

- ・エコカーの購入に努めます。
- ・低騒音・低振動型の家電製品の購入に努めます。

■事業者

- ・エコカーの購入に努めます。
- ・遮音壁等の防音施設の設置を進めます。

■本市

- ・関係機関と連携しながら、植樹帯整備等の沿道環境の整備及び管理を推進します。
- ・関係機関と連携して、騒音や振動の監視を進め、必要に応じて適切な指導に努めます。
- ・工場や事業所の騒音及び振動について、発生源に対する規制や評価手法等についての調査検討、移転に対する支援等の土地利用対策等に努めます。
- ・関係機関と連携しながら、騒音や振動の現状を監視するとともに、必要に応じて、適切な規制又は指導に努めます。

基本的方向③ 悪臭の発生抑制

■市民

- ・浄化槽や下水ますからの臭気をチェックし、悪臭の発生を抑制します。
- ・原則として野焼きをしません。

■事業者

- ・排気や廃棄物（事業所内での焼却処理等を含む。）からの悪臭の発生を抑制するとともに、適正な臭気対策を行います。
- ・悪臭発生物質等を取り扱う場合は、適正な管理及び処理を行うとともに監視に努めます。

■本市

- ・臭気に対する関心を高めるとともに、悪臭防止に関する啓発活動に努めます。
- ・臭気指数を用いて測定を行い、監視及び指導に努めます。

基本的方向④ 有害化学物質への対策の推進

■市民

- ・エコカーの使用、空吹きしやアイドリングを控える等、自動車排出ガスの抑制に努めます。
- ・化学物質の環境リスク*に関する最新かつ的確な情報の入手と理解に努めます。

■事業者

- ・エコカーの使用、空吹きしやアイドリングを控える等、自動車排出ガスの抑制に努めます。
- ・化学物質や製品を安全に使用するために、健康及び環境への影響等に関する必要な情報の提供を図ります。

■本市

- ・人材育成、社会資本整備及び各種の支援策を通じて事業者や市民の取組を促進します。
- ・化学物質の環境リスクに関する情報共有制度の構築に努めます。

基本的方針 2 豊かな水・土壌環境の保全

基本的方向① 水循環の確保

■市民

- ・雨水を貯め、花の水やり等に利用します。
- ・宅地内（庭等）は極力雨水が浸透しやすい状態に保ちます。
- ・流域の水循環の現状について、その問題点を認識して、目標となる望ましい水環境の姿を共有します。

■事業者

- ・雨水利用施設の設置を進めます。
- ・敷地内は極力雨水が浸透しやすい状態に保ちます。
- ・流域の水循環の現状について、その問題点を認識して、目標となる望ましい水環境の姿を共有します。

■本市

- ・公共施設における雨水利用施設の設置に努めます。
- ・排水不良地区の浸水解消を図るため、雨水浸透施設や透水性舗装の整備に努めます。
- ・関係機関とのパートナーシップによる連携体制を構築し、合意形成の仕組みづくりを推進します。

基本的方向② 水質の改善と維持

■市民

- ・洗剤は環境負荷の少ない製品を使用し、適量を守ります。
- ・減農薬農業、減化学肥料農業又は有機農業の農作物を積極的に購入します。
- ・水生植物の植栽や保全活動に参加します。

■事業者

- ・洗剤については、情報を的確に把握しながら、水質に負荷の少ないものの販売に努めます。
- ・水質汚濁防止法等に基づく排水規制及び地下浸透規制を適切に行います。
- ・水生植物の植栽や保全活動に参加します。

■本市

- ・公共下水道については、污水管の整備や更新を進めながら、水洗化の向上に努めます。
- ・公共用水域への負荷を抑制するため、水質浄化対策を推進します。
- ・水質汚染の防止、水質の改善活動等について、市民や事業者への意識啓発に努めます。
- ・水生植物の保全や水辺空間の整備により、水質の自然浄化能力の向上を推進します。

基本的方向③ 土壌環境の保全

■市民

- ・減農薬農業、減化学肥料農業又は有機農業で作られた作物を積極的に購入します。
- ・家庭菜園やガーデニングでは、農薬や化学肥料等を適正に使用します。

■事業者

- ・有害物質の排水規制、地下浸透規制、ばい煙の排出規制等に適切に対応します。
- ・減農薬農業、減化学肥料農業又は有機農業に取り組みます。
- ・土壌汚染対策法に基づき、土地の適切な管理に努めます。

■本市

- ・有害物質の排水規制、地下浸透規制、ばい煙の排出規制等の適正な実施に努めます。
- ・農用地における土壌汚染対策を促進します（農薬及び化学肥料の適正使用）。
- ・関係機関と連携しながら、有機塩素系化合物等の有害化学物質の適正な管理、使用等の指導を推進します。
- ・関係機関と連携しながら、土壌汚染に係る環境基準を遵守するよう指導や規制に努めます。
- ・有害物質による土壌汚染の影響について、情報の提供に努めます。

※化学物質の環境リスク：環境中に排出された化学物質が人間や動植物に悪い影響を及ぼす可能性のことを指す。化学物質の環境リスクは、有害性の程度と取り込む量によって決定される。

基本の方針 3 まちなみ景観の保全

基本的方向① 身近なまちなみ景観の保全

■市 民

- ・緑化活動に参加します。
- ・家屋の新築、増改築等に際しては、周辺の農山村景観に配慮します。

■事業者

- ・事業所内の緑化活動に努めます。
- ・周辺の農山村景観に配慮した施設整備に努めます。

■本 市

- ・街路樹の連続性を確保し、調和のとれた沿道景観づくりに努めます。
- ・景観形成に関する市民や事業所等の取組の支援を促進します。
- ・農林水産業の振興及び継続を推進します。
- ・周辺の自然景観に配慮した施設整備に努めます。

基本的方向② 歴史的なまちなみ景観の保全

■市 民

- ・緑化や環境美化等の取組を市民が主体となって行います。
- ・歴史的資源の保全活動に参加します。

■事業者

- ・緑化や環境美化等の取組に参加します。
- ・歴史的資源の保全活動に参加します。

■本 市

- ・歴史的町並みについては、生活環境とのバランスに配慮した景観づくりに努めます。
- ・緑化や環境美化等の市民主体の取組の支援を推進します。
- ・樹木、城跡、建造物等の暮らしの中で育まれてきた歴史的資源を発掘し、継承し、及び保全する取組を促進します。
- ・伝統文化や伝統行事（祭り等）の振興を促進します。

※ESD：Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動を指す。

[基本目標 5]



みんなが主役のまち ～ 環境保全活動と情報共有の推進 ～

基本の方針 1 環境保全の人と地域づくり

基本的方向① 環境教育・環境学習の推進

■市民

- ・子供に対する環境学習の機会をつくります。
- ・SDGs や ESD*の視点を取り入れた環境教育を行います。
- ・自然体験等を通じて、環境に対する自主的な学習に努めます。

■事業者

- ・体験型の環境教育や環境学習に積極的に参加します。
- ・従業員に対する環境教育を実施します。

■本市

- ・子供に対する環境学習の機会創出を推進します。
- ・SDGs や ESD の普及に努めます。
- ・学校教育においては、各教科における取組に加え、総合的な学習の時間を用いた教科の横断的・総合的な学習の実践を推進します。
- ・環境に関する学習講座や講習会の開催とともに、環境情報の提供に努めます。

基本的方向② 環境保全活動の推進

■市民

- ・環境保全活動を通じ、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・講習会や講座等で得た知見や技術を、地域における環境保全に関わる取組へ活用します。
- ・ふるさと出水クリーン作戦等の環境保全に関する活動やイベントに積極的に参加し、協力します。

■事業者

- ・市民による環境保全活動の内容を理解するとともに、活動に協力します。
- ・事業活動に関する環境情報の公開・提供や地域環境保全に配慮した事業活動の展開を推進します。
- ・みんなで協力し合い、自らイベントを考え、行動します。

■本市

- ・地域コミュニティを支える組織による環境保全の取組を促進します。
- ・本市の環境に関わる各種情報の収集整理と提供に努めます。
- ・市民のイベント創出の支援に努めます。

基本の方針 2 環境情報の共有の推進

基本的方向① 正確な環境情報の収集・共有

■市民

- ・SNS 等を活用し、自らの有する環境情報を積極的に発信します。
- ・環境情報を受発信する時は、その情報の真偽を適切に判断し、疑わしい情報が広まることがないように心掛けます。

■事業者

- ・ホームページ等での環境情報開示により、自らの持つ環境情報や環境保全に関する取組を広く提供します。
- ・環境情報を受発信する時は、その情報の真偽を適切に判断し、疑わしい情報が広まることがないように心掛けます。

■本市

- ・広報、インターネット、SNS 等の多様な媒体を通じた幅広くかつ適切な環境情報の提供に努めます。
- ・本市自らが率先して環境保全に関する行動を実践し、その結果の報告に努めます。
- ・国や県が行う環境情報の整備との緊密な連携を図りつつ、地域に密着した環境情報の整備や提供を推進します。

重点施策

市民、事業者及び本市の取組は今後全て取り組んでいく必要のあるものですが、本計画の実効性を確保するためには、特に優先的に取り組むべき施策を「重点施策」として選定し、施策全体の牽引効果及び率先の実効性効果を図る必要があります。「重点施策」については、各基本目標から本市の環境特性及び環境情勢の現状を踏まえ、以下の6項目を選定し、具体的な行動指針等を掲示しました。

基本目標	重点施策	行動方針
安心して暮らせるまち ～ 気候変動対策の推進 ～	生態系を活用した 防災・減災の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、農地の保全 ・海の保全 ・市街地における浸透性の確保
ごみの減量・資源化を進めるまち ～ 循環型社会形成の推進 ～	食品・プラスチック廃棄物 を減らす取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス*の削減 ・プラスチック廃棄物の削減
多様な自然に彩られたまち ～ 自然共生社会形成の推進 ～	ツルと歩む環境づくり の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ツルと共生した新たな地域づくり ・ツルに関する調査の実施
	湿地環境の 保全と利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地の保全・再生 ・湿地の賢明な利用の促進 ・湿地に関する交流・学習の推進
住み続けられるまち ～ 快適な生活環境の保全の推進 ～	住み良いまちづくり の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼きの防止の徹底と意識向上の推進 ・静かな生活環境の形成促進 ・悪臭防止への意識向上
みんなが主役のまち ～ 環境保全活動と情報共有の推進 ～	環境保全活動の 強化と推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動・講座・講演・イベントの充実と周知 ・各主体間の連携強化と活動支援

※**食品ロス**：食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品を指す。

※**ライフサイクル**：製品の原料採取から製造、廃棄に至るまでの各段階を指す。ライフサイクル全体にわたる環境への負荷を科学的、定量的、客観的に評価するライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment：LCA）という手法が開発されている。

※**マニフェスト制度**：排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、専用の伝票（マニフェスト）に産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名等を記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しながら、処理の流れを確認する仕組みを指す。それぞれの処理後に、排出事業者が各業者から処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することができる。これによって、不適正な処理による環境汚染や社会問題となっている不法投棄を未然に防ぐ。

環境配慮指針

本市では、農業、林業、製造業、飲食店、サービス業等の様々な産業活動が営まれており、本市の主要な産業ごとに環境配慮指針を整理しました。環境に配慮した産業活動により、良好な環境を維持しつつ活力あるまちづくりを目指します。

第一次産業 環境配慮指針

■農業

- ・二酸化炭素の吸収、地下水かん養、生態系保全、景観形成、自然とのふれあいの場等の重要な機能を有する農地の保全及び適正管理や悪臭発生、水質汚濁、土壌汚染の防止等生活環境との調和に努めます。

■林業

- ・二酸化炭素の吸収、地下水かん養、生態系保全、景観形成、自然とのふれあいの場等の重要な機能を有する森林の保全及び適正管理に努めます。

■漁業

- ・林業関係者等の関係機関との連携の下、豊かな水産資源のかん養につながる保全活動に積極的に参加します。

第二次産業 環境配慮指針

■建設業

- ・省エネ、節水、周辺景観、地域の生態系、廃棄物の発生等の環境に配慮した計画、設計、施工及び管理を行います。

■製造業

- ・製品の開発段階においてライフサイクル[※]アセスメントを実施し、製品が環境に与える影響の低減と廃棄物の減量に努めます。

第三次産業 環境配慮指針

■電気・ガス・熱供給・水道業

- ・太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー利用の普及や推進に取り組みます。

■運輸・郵便業

- ・低燃費車やエコカーの導入等、事業活動における環境負荷の削減を進めます。

■卸売・小売業

- ・消費者への環境への意識啓発に努め、再生ペット樹脂を使用した商品等の環境負荷の少ない商品を積極的に導入し、販売します。

■宿泊・飲食サービス業

- ・本市の第一次産業従事者と連携して、地元のものや旬の食材を使った料理を心掛けます。

■教育、学習支援業

- ・SDGs や ESD の視点を取り入れた環境教育を行います。

■医療、福祉

- ・医療廃棄物の処理に当たっては、信頼度の高い（適切な処理を行える）業者を選定します。

■サービス業

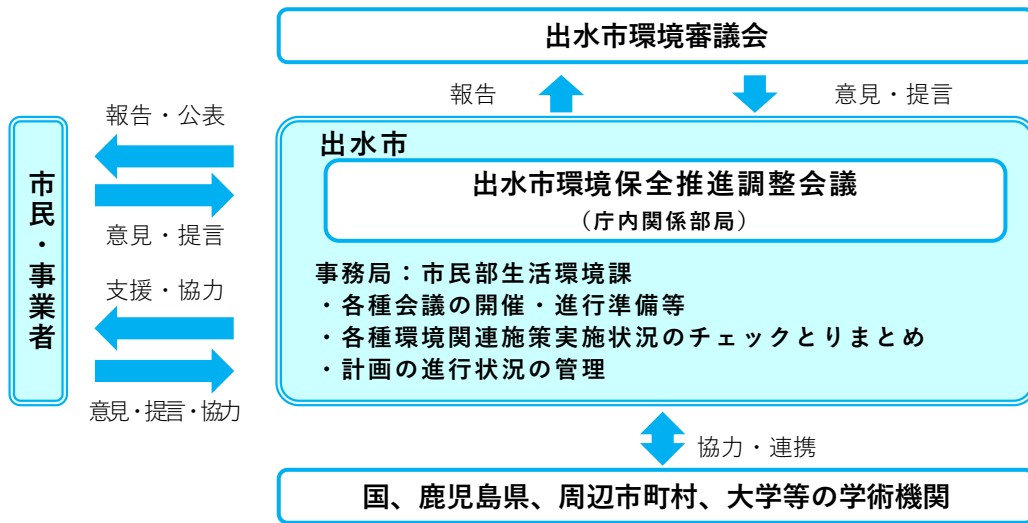
- ・低燃費車やエコカーの導入等、事業活動における環境負荷の削減を進めます。
- ・水の適正使用及び排水処理に努めます。
- ・環境に配慮した企画を進めます。
- ・オイルや化学薬品等の適正使用に努めます。
- ・産業廃棄物の管理はマニフェスト制度[※]に従い、最後まで責任を持って行います。

■公共機関

- ・市民や事業者に率先して環境保全活動を進めます。

計画の推進に向けて

●計画の推進体制



●計画の進行管理

本計画の実効性を確保するためには、本市各部署の各種環境施策実施状況について、PDCA*の観点から定期的な把握と評価を行う進行管理が必要です。本市においては、出水市環境保全推進調整会議で、各部署の環境施策に関する活動報告を行います。

また、5年ごとに市民や事業所へのアンケート等による各数値目標の達成状況の検証を実施し、環境施策実施状況の評価を行います。

各基本目標における数値目標

基本目標	項目	令和2年度 実績値	令和13年度 目標値
安心して暮らせるまち ～気候変動対策の推進～	節電を心掛けている市民の割合	60%	80%
	気候変動の適応策という言葉や取組について知っている市民の割合	—	55%
ごみの減量・資源化を進めるまち ～循環型社会形成の推進～	市民一人当たりのごみの発生量	183kg/年	160kg/年
	リサイクルに協力している市民の割合	78%	90%
多様な自然に彩られたまち ～自然共生社会形成の推進～	野生の動物が多くいると感じる市民の割合	53%	70%
	本市が主催している自然とのふれあいに関するイベントへの参加人数	3,850人	10,000人
住み続けられるまち ～快適な生活環境の保全の推進～	典型七公害*に関する苦情件数	57件	50%削減
	節水に心掛けている市民の割合	51%	70%
	川や海等の水がきれいだと感じる市民の割合	46%	60%
みんなが主役のまち ～環境保全活動と情報共有のまち～	環境保全活動への参加を希望する市民の割合	60%	70%
	ふるさと出水クリーン作戦の参加人数	2,736人	5,000人
	従業員の環境教育を実施している企業の割合	20%	50%

※PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったものを指す。これらの行動を繰り返すことにより、進行管理等を継続的に改善していくことが可能となる。
※典型七公害：環境基本法で公害と定義されている大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害を指す。



出水市

出水市環境基本計画

令和4年3月 策定

[発行] 鹿児島県出水市市民部生活環境課

〒899-0292 出水市緑町1-3

TEL : 0996-63-2111

FAX : 0996-62-8126

E-mail : kankyou_c@city.izumi.kagoshima.jp

HP : <https://www.city.kagoshima-izumi.lg.jp/>